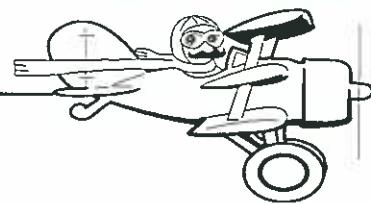


今回のテーマ

保険期間の延長



経営者が加入している保険として一般的な「定期保険」は、名前のとおり保障される期間が決まっています。しかし、一部の保険会社では加入後に無診査で保険期間を延長することができます。今回は保険期間の延長について紹介いたします。

＜保険期間の延長＞

定期保険

×
期間延長

・期間の延長にともない加入時の年齢で保険料を再計算致します。

変更後



- 無診査で延長できるので、健康状態により新たに生命保険に入れることができない方でも「あんしん」を継続できます。
- 保険料は加入時の年齢で計算されるため、生命保険に新たに入り直すより一般的に割安な負担で済みます。

保険期間満了後に死亡されても保障はされません！

例えば「あと3年で保障がなくなるけど、このままでは心配。新しく保険に入り直すのも大変」といったケースでは、どのようにすればよいでしょうか？このような場合に「保険期間の延長」機能を利用すれば安心ですね。

今回は、保険期間の延長について紹介致しました。生命保険は長い期間の契約ですから、加入後にも環境の変化等により、変更が必要なケースが出てきます。そうした場合に、無診査でできる「延長」制度が有効に活用できます。但し、保険会社によって、延長制度がなかったり延長の際に診査が必要な会社もありますので、個別に確認が必要です。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

担当：西丸 保幸